

「子ども・子育て支援金」が始まります

今年4月より、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。これは、子育て支援の拡充（児童手当の拡充、育児休業給付金の拡充など）の財源として使われるもので、高齢者や事業主を含む全世代が、医療保険料と合わせて拠出することとなっています（子ども・子育て支援法）。※事業主が全額負担している「子ども・子育て拠出金」と似ていますが、別の制度です。

具体的には、**健康保険料とあわせて給与から控除**（天引き）されることとなります。R8年度については、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合）の料率は0.23%と決定しました。これを労使折半で払います。

協会けんぽの [R8年保険料額表](#) が公開されていますので確認いただきたいと思いますが、月収20万円なら230円、30万円なら345円が労働者負担となります（標準報酬月額等級による）。なお、この支援金は4月分からの徴収ですので、翌月徴収の事業所では5月支給の給与から天引き開始です。お間違いないようご注意ください。

また、支援金の控除額を個別に明示することは法律上の義務とはなっていません（健康保険料にプラスしてまとめて記載するなどでも可）が、制度について理解してもらうためにも給与明細に表示することが望ましい、とされています。（[こども家庭庁HP](#)）

「年収の壁」は結局どうなった？①

昨年の年末調整の際には、「年収の壁」に関する話題がかなり取り沙汰されました。また、今年も「年収の壁引き上げ」といった見出しでの報道を多く見かけます。一方で、社会保険の扶養（年収の壁）とも絡まって、複雑で分かりにくい状態になってしまっています。今回はこれらについて整理してみたいと思います。

①税金上の「年収の壁」

これまでは税金の壁といえば「103万円」という数字でした。これは年収が103万円以下であれば、所得税がかからないというボーダーラインです。これが、昨年（R7年）は「160万円（基礎控除95万・給与所得控除65万）」

になりました。さらにR8年には178万円（基礎控除104万・給与所得控除74万）に引き上げられる見込みです。つまり、103万円の壁が「178万円の壁」になるということです。

これは自分自身に所得税がかからないボーダー（壁）になりますが、もう一つ、「扶養控除の壁」が存在します。16歳以上の扶養親族については、年収123万円以下であれば扶養控除の対象となり、扶養している側の税金が安くなります。配偶者の控除についても123万円以下が基本です（ただしそれを超えても年収201万円までは配偶者特別控除として段階的に控除あり）。これらについても、R8年には123万が136万円に引き上げられる見込みで、123万（R8年は136万）の壁が存在することとなります。

ここまでですでにたくさんの数字が出てきて混乱されるところかと思いますが、税金についてはまず、「基礎控除・給与所得控除」が拡大されており、**所得税が課税される壁は高くなっている**（課税されにくくなっている）ことを押さえておいていただければと思います。※R8年税制改正についてはまだ確定したものではありませんのでご注意ください。次回へ続きます

セミナー開催します！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2026Part1」を開催します！

日時：令和8年4月21日（火）13:30～16:00

会場：長野市若里市民文化ホール会議室

内容：「処遇改善加算を生かした職場づくり

～生産性向上と給与制度改革」

「R8年度 人事労務の制度改革最新情報」

年度初めのお忙しい時期とは思いますが、多くのご参加をお待ちしております！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net